四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 23 年３月 16 日

四国地方整備局長　足立　敏之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
四国横断自動車道（須崎西ＩＣ～中土佐ＩＣ）	高知県須崎市下分字中島甲2848番地先から高知県高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番１地先まで
一般国道55号（南国安芸道路）	高知県安芸郡西村西分字浅津甲2179番１地先から高知県香南市夜須町出口字上中代251番１地先まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 23 年３月 16 日

四国地方整備局長　足立　敏之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
四国横断自動車道（須崎西ＩＣ～中土佐ＩＣ）	高知県須崎市下分字中島甲2848番地先から高知県高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番１地先まで
一般国道55号（南国安芸道路）	高知県安芸郡西村西分字浅津甲2179番１地先から高知県香南市夜須町出口字上中代251番１地先まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係事業主を代表する者今泉勝雅の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年３月 16 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年３月28日

４　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査基準確定測量の成果につき、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第５項の規定に基づき、平成23年２月25日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、次のように公告する。

平成 23 年３月 16 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

測量及び調査を行った者の名称	測量及び調査を行った地域
岐阜県	岐阜県関市大字大杉、西田原及び東田原の各一部
〃	岐阜県下呂市萩原町大字尾崎字ワラビノの一部
〃	岐阜県下呂市萩原町宮田の一部
愛知県	愛知県西尾市上矢田町、下矢田町及び徳永町の各一部
〃	愛知県幡豆郡吉良町大字津平、宮迫及び駮馬の各一部
〃	愛知県幡豆郡吉良町大字宮迫、津平及び駮馬の各一部
南伊勢町	三重県度会郡南伊勢町大字大江の一部（南島地区　シモガイト換地区）
〃	三重県度会郡南伊勢町大字大江の一部（南島地区　コウチ換地区）
〃	三重県度会郡南伊勢町大字大江の一部（南島地区　中手換地区）
兵庫県	兵庫県神戸市北区大沢町上大沢の一部
〃	兵庫県神戸市北区大沢町市原、簾及び日西原の各一部
〃	兵庫県神戸市北区大沢町日西原の一部
〃	兵庫県神戸市北区淡河町萩原及び木津の各一部
〃	兵庫県神戸市北区淡河町萩原及び淡河の各一部
〃	兵庫県神戸市北区淡河町北僧尾の一部
〃	兵庫県神戸市北区淡河町東畑及び神影の各一部
〃	兵庫県神戸市北区八多町西畑及び淡河町野瀬の各一部
〃	兵庫県神戸市西区大字櫨谷町寺谷の一部
〃	兵庫県南あわじ市大字北阿万筒井の一部
〃	兵庫県たつの市御津町大字岩見、釜屋、黒崎及び朝臣の各一部
洲本市	兵庫県洲本市大字鮎屋の一部
豊岡市	兵庫県豊岡市大字江野、伊賀谷及び岩熊の各一部
南あわじ市	兵庫県南あわじ市大字阿万塩屋町の一部
淡路市	兵庫県淡路市大字育波の一部（育波地区　里工区）
〃	兵庫県淡路市大字育波の一部（育波地区　浜工区）
〃	兵庫県淡路市大字深草の一部
〃	兵庫県淡路市大字柳沢の一部
市川町	兵庫県神崎郡市川町東川辺の一部
千束地区農地整備共同施工組合	兵庫県神崎郡福崎町山崎の一部